

## 居宅介護支援(ケアマネジメント)契約書

利用者\_\_\_\_\_ (以下「契約者」という。)とひたちなか市社会福祉協議会居宅介護支援事業所(以下「事業者」という。)は、次の各項により、介護保険の居宅介護支援(ケアマネジメント)契約(以下「本契約」という。)を締結します。

### 第1条(目的)

事業者は、介護保険法の定めるところにより、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、契約者に対して適切な居宅サービス計画を作成するとともに居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の関係機関との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとします。

### 第2条(契約期間)

1 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、有効期間満了日の7日前までに契約者から書面による契約終了の申し入れがない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条(契約の満了)

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は一時中止または満了します。

1. 契約者が死亡したとき。
2. 契約者が「介護保険施設」へ入所したとき。
3. 契約者の要介護状態区分が、「自立」もしくは「要支援1・2」と判定されたとき。
4. 契約者は、本契約を解除する場合は7日前までに書面により申し出るものとします。但し、契約の解除に伴い事業者が不測の損害を生じたときは、その賠償をしなければなりません。
5. 事業者は、契約者に対して、契約者及び事業者の信頼関係を損壊するなど特別の事由がない限り本契約を解除することができないものとします。

### 第4条(介護支援専門員)

- 1 事業者は、事業者に属する介護支援専門員(以下「専門員」という。)に契約者の居宅サービス計画に関する業務をさせるものとします。
- 2 専門員は、事業者の発行した身分証を常に携帯し、契約者又は契約者の家族から求められた場合には、これを提示しなければなりません。

### 第5条(事業概要)

事業者の事業の概要(事業の目的、職員体制、介護支援の提供方法)は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

## 第6条(居宅介護支援の内容)

事業者は、契約者に対し、次の各号の居宅介護支援を提供するものとします。

- 1 事業者は、契約者の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態区分変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下「要介護認定等」という。)に係る申請等について、契約者の意志を確認したうえで申請の代行等必要な援助を行います。
- 2 事業者は、契約者の心身の状況、生活環境等、契約者及び契約者の家族の希望等を考慮して居宅サービス計画を作成します。
- 3 事業者は、前項の居宅サービス計画に基づく居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。
- 4 事業者は、契約者への居宅介護サービス実施状況を把握するとともに居宅サービス計画に基づく給付管理票の提出を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、その他便宜の提供を行います。

## 第7条(要介護認定等に係る申請の援助)

- 1 事業者は、契約者の意志を確認のうえ、契約者の要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
- 2 事業者は、契約者が要介護認定等を受けていない場合契約者の意志を確認し、速やかに要介護認定等に係る申請に関して、必要な援助を行うものとします。
- 3 事業者は、契約時における契約者の要介護(支援)認定有効期間満了日の1ヶ月前までに、契約者の要介護(支援)認定の更新申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。
- 4 前各項の申請について、契約者が希望する場合、事業者は当該申請を代行して行うことができるものとします。但し、この場合、事業者は契約に定める利用料とは別に申請代行のための費用を契約者に請求できるものとします。

## 第8条(居宅サービス計画の原案作成)

事業者は、専門員に対し、次に定める事項を遵守させたいと、居宅サービス計画の原案作成業務を行わせるものとします。

- 1 専門員は、契約者の居宅サービス計画原案作成にあたり、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を契約者又は契約者の家族に提供し、サービスの選択を求めるものとします。
- 2 専門員は、契約者の居宅サービス計画原案作成にあたり、契約者及び契約者の家族と面接し、契約者に対する介護支援を行ううえでの課題を把握し、サービスの目標、達成時期、サービスを提供する際の留意点等を盛り込むものとします。この場合、契約者は専門員による課題把握について、可能な限り協力しなければなりません。
- 3 専門員は、前項の居宅サービス計画原案について、保険給付の対象の有無を区分したうえで、その種類、内容、利用料等について、契約者及び契約者の家族に説明し、文書による契約者の同意を得るものとします。

- 4 専門員は、サービス担当者会議の開催、居宅介護サービス事業者等に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地の意見を聴取しなければなりません。
- 5 専門員は、契約者が(介護予防)訪問看護、(介護予防)通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合は、契約者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治医等」という。)の意見を求めるものとします。
- 6 専門員は、居宅サービス計画に(介護予防)訪問看護、(介護予防)通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の居宅介護サービス等を位置づける場合には、当該居宅介護サービス等に係る主治医等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重しなければなりません。
- 7 契約者は、専門員の前各項の業務に対し、専門員に協力しなければなりません。

#### 第9条(居宅サービス計画の作成)

事業者は、専門員に第7条に定める事項を遵守させ、契約者の同意を得て居宅サービス計画を作成させるものとします。

#### 第10条(サービス実施状況の管理等)

- 1 事業者は、専門員に居宅サービス計画作成後も実施状況を把握させ、必要に応じて計画の変更、居宅介護サービス事業者等との連絡調整、契約者からの苦情処理等を行わせるものとします。
- 2 事業者は、契約者の居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、茨城県国民健康保険団体連合会へ送付するものとします。
- 3 事業者は、契約者が居宅における日常生活が困難になったと認めるとき、又は契約者が介護保険施設へ入所又は入院を希望するときは、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うものとします。

#### 第11条(中立義務)

- 1 事業者は、契約者に提供される居宅介護サービス等が特定の種類に偏ることのないよう、配慮します。
- 2 事業者は、特定の居宅介護サービス事業者を有利に扱うことのないよう、公正中立に行います。

#### 第12条(秘密保持・個人情報の利用)

- 1 事業者及び従事者である専門員は、正当な理由がない限り、契約者に対するサービスの提供に当たって知り得た契約者または契約者の家族の秘密は漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従事者が退職後、在職中に知り得た契約者又は契約者の家族に関する秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとします。

- 3 事業者は、契約者及び契約者の家族に関する個人情報が必要とするときは、契約者及び契約者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いませぬ。
- 4 契約者は、サービス担当者会議等において自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意します。
- 5 契約者は、専門員が必要な場合には、主治医・歯科医師の意見を求めることに同意します。

#### 第13条(業務の実施)

- 1 事業者は、契約者から要介護認定等に係る必要資料を提出して申請の代行を依頼されたときは、依頼の日から速やかに申請手続きをします。
- 2 事業者は、居宅サービス計画作成にあたり、正当な理由がない限り、契約締結後速やかに居宅サービス計画を作成し、契約者に提示します。
- 3 契約者は、事業者が本条第1項及び第2項の業務を行うにあたり、最大限の情報提供と協力をしなければなりません。

#### 第14条(報酬)

- 1 契約者は、事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料として別紙「重要事項説明書」記載の料金を支払うものとします。但し、事業者が介護保険法に基づき、契約者に代わって利用料に相当する保険給付を受領するときは、この限りではありません。
- 2 事業者は、契約者の希望により通常の事業実施地域以外において指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費等の支払いを契約者に請求することができるものとします。
- 3 事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ契約者及び契約者の家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、契約者の同意を得るものとします。

#### 第15条(書類の保管及び開示)

- 1 事業者は、契約者の居宅サービス計画、及びその実施状況に関する書類を保存しなければなりません。
- 2 契約者が前条第1項の規定により本契約を解除し、事業者に対して他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、又は前条第2項の規定により事業者が止むを得ず本契約を解除した場合は、その他契約者から申し出があった場合は、事業者は契約者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとします。

#### 第16条(損害賠償)

事業者が、介護支援事業の提供を行う上で本契約に定めた各条項、並びに介護保険法、及びその他の関係法令に違反し、契約者の居宅介護サービス利用に支障を生じて損害を与えた場合は、事業者はその損害を速やかに賠償する責務を負うものとします。

第17条(協議事項)

本契約に定めない事項については、契約者の居宅サービスが低下することのないよう、契約者・事業者互いに誠実に協議して決定するものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、契約者・事業者記名押印のうえ、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名 ⑩

事業者 所在地 ひたちなか市金上562-1

名称 ひたちなか市社会福祉協議会  
居宅介護支援事業所 ⑩

私は、契約者の代理人として、契約者の意志に基づいて本契約書に署名押印しました。

契約者の代理人 住所

氏名 ⑩

契約者との関係( )

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

## 1 事業者の概要

- (1) 事業者名 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会
- (2) 所在地 ひたちなか市西大島3丁目16-1
- (3) 法人種別 社会福祉法人
- (4) 代表者名 会 長 大 谷 明
- (5) 電話番号 029-274-3241 (FAX 029-275-0606)

## 2 ご利用の事業所

- (1) 事業所名 ひたちなか市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
- (2) 指定番号 茨城県0872100086
- (3) 所在地 ひたちなか市金上562-1
- (4) 電話番号 029-354-4172 (FAX 029-354-1315)

## 3 事業の目的

介護保険法に基づき、介護支援専門員が、要介護(支援)状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供します。

## 4 事業の運営方針

介護支援専門員は、利用者が要介護(支援)状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に配慮して支援を行います。

## 5 職員の種類、人数、職務内容

- (1) 管 理 者 1名(常勤・兼務) 職員の管理及び業務の総括
- (2) 介護支援専門員 3名以上(常勤・兼務)
  - ① 利用者の相談に応じ、要介護等認定の訪問調査、及び申請代行等の便宜の提供
  - ② 居宅サービス計画の作成、及び介護サービス事業者等関係機関との連絡調整等の便宜の提供
  - ③ 計画に基づく居宅介護サービスの実施状況、及び効果の把握

## 6 営業日時

- (1) 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始、その他職員の研修等臨時の休業は除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとします。

## 7 居宅介護支援サービスの提供方法、内容

- (1) ①利用者からの相談を受ける場所 事業所の相談室
  - ②使用する課題分析表等の種類 居宅サービス計画ガイドライン（全社協版）
  - ③サービス担当者介護の開催場所 事業所の会議室
  - ④介護支援専門員の利用者訪問 適宜（月1回以上）
- (2) 要介護（支援）認定者の更新申請は、現に認定されている有効期間の満了日の1ヶ月前からできるよう必要な支援を行います。

## 8 公正中立に関するもの

- (1) サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- (2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- (3) 事業者は、前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護（「訪問介護等」）、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6ヶ月間に当該居宅介護支援事業所に置いて作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合を、別紙に基づき説明いたします。

## 9 医療機関との連携に関するもの

- (1) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (3) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

## 10 相談支援事業者との連携に関するもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

## 11 居宅サービスに係る報酬額及びその他の費用

- (1) 要介護（支援）認定の申請援助に対する報酬額  
☆ 無料とします。

(2) 居宅サービス計画(ケアプラン)作成に対する報酬額

☆ 厚生労働大臣が定める基準による額とし、要介護認定者の利用料は直接当事業所に給付される(法定代理受領)ため自己負担はありません。但し、保険料の滞納などにより給付金が支払われないときは、1ヶ月あたり下記の金額を負担していただきます。この場合は証明書を発行しますので、後日市役所に提出すれば払戻されます。

居宅介護支援(Ⅰ)で算定します

要介護1・2 1,086 単位/月

要介護3・4・5 1,411 単位/月

※ ただし、以下のような居宅介護支援が行われていない場合は、上記①、②の金額の100分の70に相当する金額を算定します。

イ サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等について

ロ 居宅サービス計画(ケアプラン)を利用者または家族に説明し、利用者等の同意を得たうえで、計画を利用者及び担当者に交付すること

ハ 特段の事情がなく月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること

ニ モニタリングの結果を毎月記録すること

(3) 給付管理業務に対する報酬額

無料とします。

(4) 居宅サービス事業者との連絡調整に対する手数料

無料とします。

(5) その他の費用

利用者の居宅が通常事業実施地域以外の場合の交通費

① 事業所から片道おおむね10Km未満の場合 200円

② 10Kmを超える場合は1Kmあたり20円が加算されます。

## 1 2 通常の事業の実施地域

ひたちなか市内とします。

## 1 3 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報を利用者サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

## 1 4 苦情に関する申し立ての処理

事業所及びひたちなか市社会福祉協議会に相談担当者を置き、苦情があった場合は詳しい事情を聞いて具体的な対応をするよう指導します。

① 相談担当者 塩野 奈緒美 (職名) 管理者

② 相談場所 ひたちなか市社会福祉協議会 ひたちなか市金上 562-1

③ 電話番号 029-354-4172

④ 相談時間 午前8時30分～午後5時15分(日曜、年末年始を除く)

⑤ 苦情解決責任者 大宮 武富 (職名) 介護福祉課長

## 1 5 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置・開催や、従業者に対する研修を定期的実施します。
- (2) 事業所は利用者虐待の防止のため、日頃から虐待の早期発見に努め、サービス提供先や施設内において虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政の担当部署へ報告します。

## 1 6 身体的拘束の禁止

- (1) 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

## 1 7 緊急時における対応方法

契約時に、利用者の緊急連絡先及び主治医等を確認しておき、サービス提供中に緊急の事態が起こった場合は速やかに連絡をします。

### (1) 利用者の主治医

①医療機関名

---

②医師の氏名

---

③所在地

---

④電話番号

---

### (2) 緊急連絡先

①氏名

---

②住所

---

③電話番号

---

④利用者との関係

---

### (3) 利用者からの営業日及び営業時間外の連絡先

電話番号 080-7393-4667

---

(基本的には営業時間内に「2 ご利用の事業所」に記載されている事業所の電話番号にご連絡をお願いします)

居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

【事業所】 ひたちなか市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

【説明者】 職 名 介護支援専門員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

【契約者】 住 所

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、契約者の意思に基づいて居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

【代理人】 住 所

氏 名

印

(続柄 )